



2020
No.706

1

令和元年
12月20日発行



主な内容

- 所得税、町・県民税の申告手続き…… 2
- マイナンバーカード・通知カードの廃棄について… 6
- 20歳になったら国民年金…………… 11
- 令和元年度入選作品『親子でつくる健康標語』… 12
- 『あみまるくん』ご利用案内…………… 14

『避難所開設訓練』を実施しました

11月9日、阿見第一小学校・あさひ小学校・旧実穀小学校・旧吉原小学校で、地区防災計画を策定した行政区（自主防災組織）を対象に、町と協働での避難所開設訓練を実施しました。

訓練では、各行政区の避難計画に基づき指定避難所までの避難経路・避難方法の確認を行ったほか、避難所設営、仮設トイレ設置等を実施しました。 ※7ページに関連記事があります

令和元年分（令和2年度）

所得税、町・県民税（住民税）の申告 手続きは正しくお早めに

税務課 ☎888-1111 (151・152・156)

所得税の確定申告

『所得税及び復興特別所得の確定申告』は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税および復興特別所得税の額を計算し、申告期限（令和2年3月16日（月））までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などの過不足を精算する手続きです。

住民税（町・県民税）の申告

給与・公的年金以外の所得のある人（確定申告した人を除く）、収入のなかった人、遺族年金・障害年金・失業保険などの非課税所得のみで同居する親族の扶養になつていない人は住民税の申告が必要となります。

非課税証明書の発行や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料などの算定の際に必要となりますので、必ず申告期限（令和2年3月16日（月））までに申告してください。

※年金所得者にかかる確定申告

告不要制度に該当する人が源泉徴収票に記載されていない控除を受けるためには、住民税申告が必要となります

持参するもの

- ▶ 個人番号カードまたは通知カード等および運転免許証等の本人確認のできる書類
- ▶ 役場申告会場で利用者識別番号を取得した以降に、新たに利用者識別番号を取得した場合、その番号がわかる書類
- ▶ 事業所得（営業・農業）や不動産所得がある人は、▽『収入内訳書』の作成に必要な収入や必要経費を記載した帳簿▽固定資産税の課税明細書など
- ▶ 給与所得・公的年金などの源泉徴収票（原本）
- ▶ 雑所得・一時所得などの支払調書
- ▶ 本人が支払った本人および同一生計の親族に係る医療費が、所得の5%以上（所得が200万円以上）の場合には10万円以上）ある人は、医療を受けた人ごとに支払った医療費・保険金などの補てん金を記載する

『医療費控除の明細書』を作成し添付▽医療費控除の特例としてセルフメディケーション税制を選択する場合がございます

- ▶ 本人が支払った本人および同一生計の親族に係る健康保険料・国民健康保険税・介護保険料・国民年金保険料などの控除証明書
- ▶ 本人が支払った本人および親族に係る一般の生命保険料・介護医療保険料の控除証明書
- ▶ 本人が支払った本人および配偶者に係る個人年金保険料の控除証明書
- ▶ 本人が支払った本人および同一生計の親族に係る地震保険料などの控除証明書
- ▶ 本人が支払った特定寄付金などの受領証明書
- ▶ 障害者または障害者を扶養する人は、▽障害者手帳▽療育手帳▽寝たきり・認知症等の高齢者の「障害者控除対象者認定書」など
- ▶ 還付になる場合は、還付金を受け取る本人名義の口座（金融機関・支店名・口座番号）
- ▶ 認め印 ※ゴム印不可

税務署での確定申告

期間

令和2年2月17日（月）～3月16日（月）（平日のみ）※

2月24日（月）振替え休日・3月1日（日）は開場します

相談受付

午前9時～午後4時まで（提出は午後5時まで）

竜ヶ崎税務署

〒301-1860 龍ヶ崎市川原代町1182-5

☎0297-66-1303

（自動音声案内）

▶ 相談内容が複雑な場合は午後3時頃までにお越しください

※なお、毎年駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関の利用をお願いします

町では、住民税の申告書が手元にならない場合や住民税の申告書の書き方がわからない場合には、国税庁のホームページの『確定申告書等作成コーナー』などを利用して印刷した申告書の表題部を『令和2年度住民税申告書』に訂正し、住民税申告書の代わりとして提出することができます。町の申告相談会場に持参または町税務課宛てに郵送してください。

●申告相談会 会場：役場3階301会議室

区分	期間	時間	対象
所得税確定（還付）申告・住民税申告の相談および受付 ※事業所得（営業・農業）・不動産所得のある人、確定申告により所得税が納税となる人の相談はできません	令和2年2月7日（金）～14日（金） （平日のみ） ※初日は混雑が予想されます	▼受付開始時間 午前7時30分 に役場北口玄関を開錠しますので、3階の申告相談会場入口に設置してある受付番号簿に氏名を記入してお待ちください。 番号札の配付は8時30分からはとなります。 ▼相談時間 午前8時35分ごろから受付番号順に申告相談を開始します。 ▼受付終了時間 午後3時30分まで受付します。 ※休日申告の日は午前11時までで受付します ※混雑状況によって早めに受付を終了する場合があります	▼給与所得者で年末調整をしていない人 ▼給与所得・年金所得者で医療費控除・社会保険料控除・生命保険料控除・扶養控除などの追加により所得税が還付になる人 ▼収入のなかった人 ▼非課税所得のみの人 ▼他の市区町村に居住する人の扶養になっている人
所得税確定申告・住民税申告の相談および受付 ※消費税および地方消費税の確定申告、相続税・贈与税の申告の相談はできません ※そのほかにも役場で相談できない申告があります	令和2年2月17日（月）～3月16日（月） （平日のみ） ※休日申告を行います ※2月24日（月・振替休日）・3月1日（日）の午前中実施	午前8時35分ごろから受付番号順に申告相談を開始します。 ▼受付終了時間 午後3時30分まで受付します。 ※休日申告の日は午前11時までで受付します ※混雑状況によって早めに受付を終了する場合があります	▼上記の対象者および確定申告により所得税が納税となる人（青い受付番号簿に氏名を記入してお待ちください） ▼事業所得（営業・農業）や不動産所得などがある人（赤い受付番号簿に氏名を記入してお待ちください） ※提出書類や所得額・控除額を計算するために必要な書類がそろっていない場合は、受付できません

役場での申告相談

自ら申告書の作成が困難な人を対象に、住民税および所得税の確定申告（還付申告）についての申告相談、申告書の作成および收受を役場本庁舎3階の301会議室で行います。

▼申告相談の期間中は、確定申告書・住民税申告書などの配付および收受受付などについてもすべて、本庁舎1階の税務課窓口ではなく、本庁舎3階の申告相談会場で行います

▼申告相談の期間中は、役場駐車場の混雑が予想されます。来庁者の皆さまには、ご不便ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をよろしく願います

役場で相談できない申告

次の申告は、竜ヶ崎税務署または国税局の電話相談センターでご相談ください。

▼青色申告・過去の年分の確定申告・修正申告・更正の請求など

▼事業（営業）所得（新たに事業を開始した年分および震災による事業用資産・棚卸資産などの被害）、利子所得、配当所得、給与所得（特定支出控除）、先物取引に係る雑所得等、山林所得、総合課税の譲渡所得（ゴルフ会員権・貴金属など）、分離課税の譲渡所得（土地建物株式など）

▼変動所得・臨時所得の平均課税

▼雑損控除（災害・盗難による損害など）

▼居住の用に供した年分の住宅借入金等特別控除、特定増改築等住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修特別控除、認定長期優良住宅新築等特別税額控除

▼災害減免額、外国税額控除など

▼国外に居住している親族の扶養控除など

インターネットでの確定申告

確定申告期間中、税務署や役場の申告相談窓口・駐車場は大変混雑します。

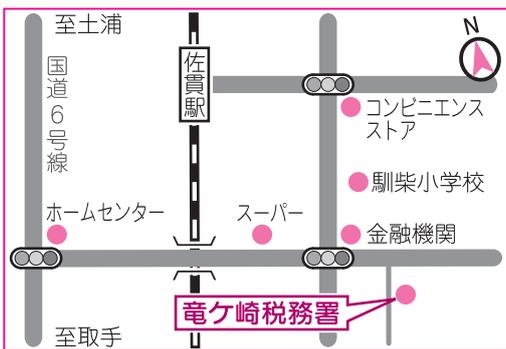
国税庁のホームページを利用して自宅で確定申告書・収支内訳書・医療費控除の明細書などのダウンロードや申告書の作成ができます。申告書などの提出は、印刷したものを竜ヶ崎税務署に郵送、役場

の申告相談窓口で收受、またはe-Tax（電子申告）がご利用できます。

国税局の電話相談センター

●作成コーナーの操作などに関するお問い合わせ
 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-0115901 月～金曜日、午前9時～午後5時（申告期間中は午前9時～午後8時） ※祝日等や12月29日～1月3日は除く

●確定申告などに関するお問い合わせ
 竜ヶ崎税務署 ☎0297-66-13303（自動音声案内）
 午前8時30分～午後5時まで



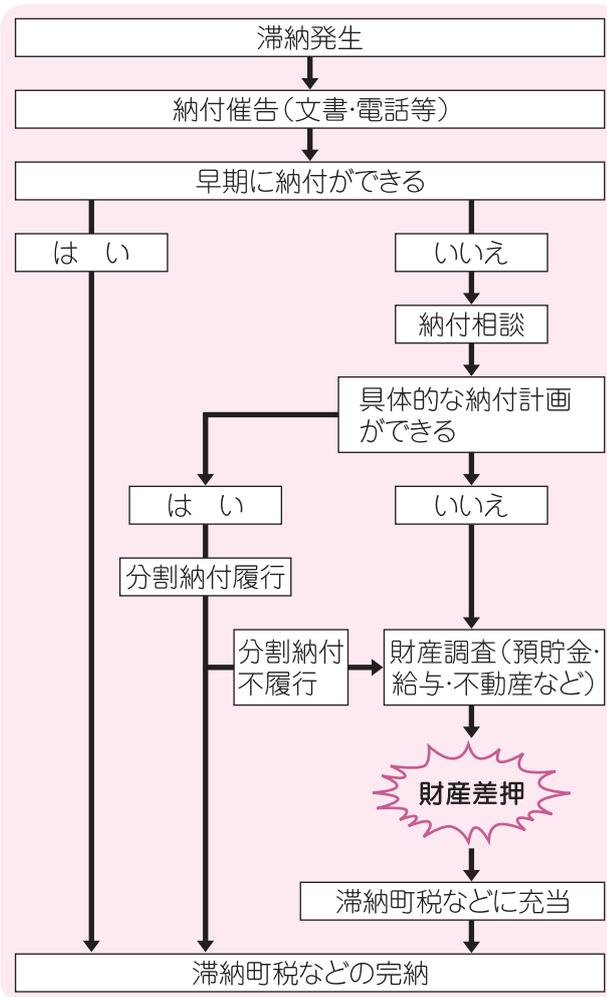
許さない！町税・国保税滞納。守ります！税の公平

財産の差押を 実施しています！

不動産・預金等差押
344件
(平成30年度実績)

収納課 ☎888-1111 (147・148)

滞納処分の流れ



滞納処分執行状況

	平成30年度	
	件数	換価額(円)
不動産	15	2,165,000
預貯金	244	16,778,321
所得税還付金	1	42,189
給料	48	16,758,055
年金	14	4,919,874
生命保険	14	2,144,150
その他	8	2,551,801
合計	344	45,359,390

皆さまに納めていただく税金は、安心・安全な住まいづくりを進めるうえで、とても大切な財源です。

町では、期限を守り納税していただいた皆さまとの公平性を保つとともに、税収を確保するため、滞納者に対し滞納処分(差押)を厳正に行っています。

納期限を過ぎても町税を納めていない人は、早急に納めていただくようお願いいたします。

自主納付の原則

町税などの納付は、自主納付が基本です。自主納付とは、納税者の皆さまが定められた納期限までに自主的に納税することです。

納期限までに納付がない場合は督促状や催告書などが送付されます。しかし、再三の催告にもかかわらず納付していただけない場合は、納期限内に納付いただいた人との公平性を保つため、財産(預貯金・給与・生命保険・不動産など)を調査し、差押による滞納処分を行うこととなります。

納付が困難な場合は納税相談を！

税金を納期限までに支払わずそのまま放置しておく、督促手数料・延滞金がかかってしまい、滞納処分の対象になります。

病気や失業、事業の経営不振など、さまざまな事情で納期限内に納付できない、一度に納付することが難しいという場合は、納付方法や納付計画について相談をお受けしますので、そのまま放置しないで、収納課へ相談ください。

茨城租税債権管理機構

差押などの滞納処分を受けたにもかかわらず、自主納付がなく放置した場合は、誠実性のない滞納者として、茨城租税債権管理機構に徴収権を移管する場合があります。

茨城租税債権管理機構は、県内市町村で構成され、県が支援する一部事務組合です。市町村から滞納事案を受け、財産差押や差押不動産の公売などの強制換価を行う、租税債権回収業務の専門機関です。

町では、昨年度20件の事案を移管しています。

女性のさらなる 社会進出に向けて

—女性が輝く社会づくり—



このマークは男女共同参画社会のシンボルマークです

町民活動推進課男女共同参画推進室 ☎888-1111 (271)

さわやかフェア 2019 で男女共同参画センター PR を行いました

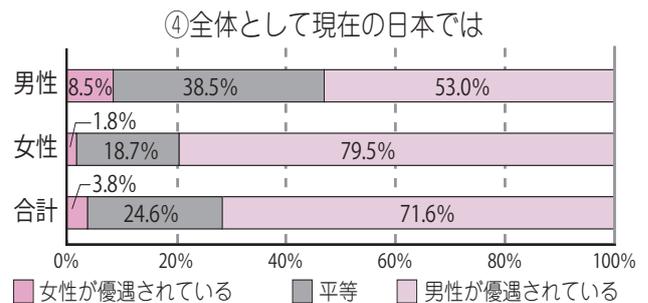
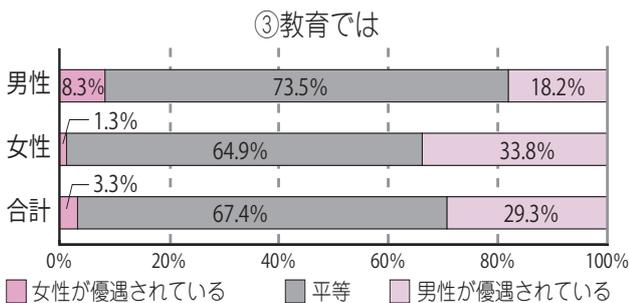
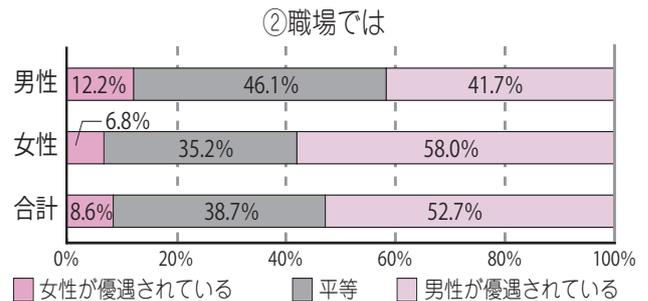
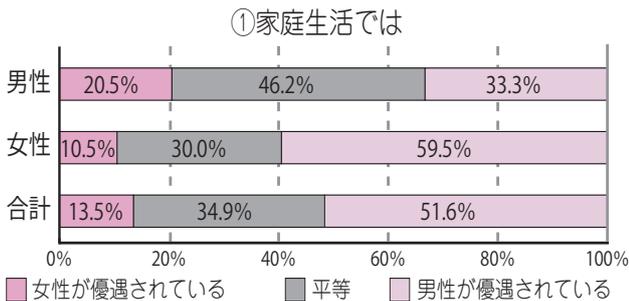
男女共同参画センターでは、センター事業PRとして10月27日(日)開催のさわやかフェア2019において、パネルを展示しました。また男女共同に関するシールアンケートに多数の皆さまの参加をいただきました。

「あなたは阿見町に『男女共同参画センター』があることを知っていますか?」との問いにアンケートに答えていただいた人の52%が『知っている』と答えていただきました。これからも町民の皆さんに利用していただける男女共同参画センターを目指して事業を進めてまいります。



シールアンケート結果抜粋

Q あなたは「現在の日本」において男女の地位が「平等」になっていると思いますか? (%)



タウン AMI 女性の会活動報告

9月3日(火)に中央公民館において、町危機管理監である押切俊樹さんを講師にお招きし、「地域で役立つ防災」～自助・共助・公助～について研修会を開催しました。

警戒すべき災害等、自助・共助・公助についてとてもわかりやすく説明していただきました。

タウン AMI 女性の会について

タウン AMI 女性の会は、地域の婦人会に代わって平成5年に設立されました。男女共同参画社会の実現と地域のつながりをより強固にすることを目的としており、令和元年度は18地域394人で構成しています。

活動内容は、男女共同参画社会の推進のための講演会・研修会への参加、移動学習、出前講座・自主学習会への支援を実施しています。各地域の入会をよろしくお願ひします。



マイナンバーカード・通知カードの （個人番号カード） 廃棄について

町民課 ☎888-1111 (122-705)

保管期間を過ぎたマイナンバーカードの廃棄について

町に住民登録がありマイナンバーカードを申請された人へ、カードの準備が整い次第マイナンバーカードの受け取りのご案内はがき（個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書）をお送りしています。

マイナンバーカードは一定期間保管していますが、保管期間を経過したものについては国（総務省）の指示により、順次廃棄しますので、マイナンバーカード受け取りのご案内はがきが届きましたら、お早めにカードの受取手続きをしていただきますようお願いします。



▲マイナンバーカード（個人番号カード）

■マイナンバーカード廃棄期日

▼通知送付日が令和元年 9月 30日までのもの：令和 2年 2月 14日

▼通知送付日が令和元年 11月 30日までのもの：令和 2年 3月 31日

※廃棄対象のマイナンバーカードの交付を希望される人で、マイナンバーカードの受け取りのご案内はがき（個人番号カード交付・電子証明書発行通知書兼照会書）をお持ちでない人は、再交付が必要となりますので、来庁される前に町民課までご連絡ください

返戻された通知カードの廃棄について

平成 27年 10月 5日時点で町に住民登録がある人、またそれ以降に出生や海外からの転入等により新たに住民登録された人を対象に、マイナンバー（個人番号）を記載した通知カードをお送りしています。

通知カードは転送不要の簡易書留で発送するため、転送手続きをしている場合や不在等により受け取られなかった場合は、郵便局で一定期間保管されたのち町に返戻されます。

これらの返戻された通知カードは、一定期間保管したのち廃棄処分しますので、受け取っていない人は町民課までご連絡ください。

廃棄後に通知カードが必要な場合は、再交付申請が必要となるほか、500円の手数料を負担していただくこととなります。なお、マイナンバーカード（個人番号カード）の交付を希望される人は、通知カードの再申請手続きは不要です。



▲マイナンバー通知カード

■通知カード廃棄期日

▼平成 30年 3月 31日までに阿見町に返戻された通知カード：令和 2年 2月 14日

▼平成 31年 3月 31日までに阿見町に返戻された通知カード：令和 2年 3月 31日

令和元年度阿見町避難所開設訓練 を実施しました



防災危機管理課 ☎888-1111 (277)

11月9日(土)に、阿見第一小学校・あさひ小学校・旧実穀小学校・旧吉原小学校の4か所の町指定避難所において、町と地域住民の協働による避難所開設訓練を行いました。

当訓練では、実際に避難所となる施設で避難所を担当する町職員と地区防災計画を策定している自主防災組織等が実践的な避難所開設訓練を協働で行い、課題点の確認や行政・自主防災組織双方の災害対応能力向上を図りました。当日は約1,000人の地域住民の皆さんに、指定避難所での町との協働での訓練のほか、各行政区内における安否確認訓練に参加いただきました。



△避難行動訓練



△避難所受付訓練



△ダンボールベッド作成



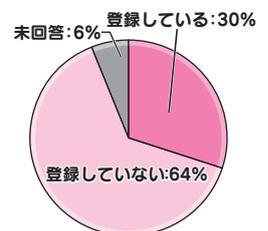
△感染症対策説明

あみメールと非常時持出袋について

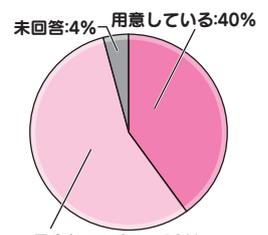
昨年度の訓練での課題であった「あみメールの登録率」と、「非常時持出袋の準備率」について、あみメールについては訓練参加者の登録者率が30%と、前年度比約10%の増加となりました。また、非常時持出袋については、用意している人の割合が訓練参加者のうち40%と、前年度比で約10%の減少となりました。

あみメールについては、防災行政無線と並び災害時の貴重な情報収集源のひとつでありますので、**広報あみの最終ページ「あみメール登録お願いします」に記載されている登録方法を確認**のうえ、積極的な登録をお願いします。

また、非常時持出袋についても、災害発生時にまず最初に持ち出す物であり、避難行動時の安全確保や急な避難所生活等において非常に重要になりますので、**自分が避難する際に必要になりそうな物**を各自で事前に用意し、**玄関などすぐ持ち出せる場所に保管**するよう心がけてください。



△あみメール登録率

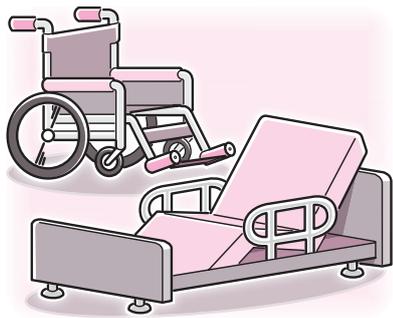


△非常時持出袋準備率

ご利用ください！ 介護保険 福祉用具貸与・購入、 住宅改修をご紹介します

介護 保険

高齢福祉課介護保険係 ☎888-1111(726)



介護保険では要介護・要支援認定者の日常生活上の不便を解消し、自宅での生活が続けられるよう、自宅で使用する車いす・腰掛け便座などの福祉用具の貸与および購入費の一部支給や小規模な住宅改修(手すりの取り付けなど)の工事費用の一部を支給しています。上手に利用して、自宅での快適な生活に役立てましょう。

■福祉用具貸与

要介護・要支援認定者が自宅で使用する福祉用具を貸与します。貸し出し費用の1割、2割または3割が自己負担です。

福祉用具の種類や貸し出し事業所によって、料金が異なります。利用の際には、ケアマネジャーなどにご相談ください。

▼対象となる福祉用具(13品)
目…車いす ▼車いす付属品(電動補助装置等) ▼特殊寝台 ▼特殊寝台付属品(サイ

ドレール等) ▼床ずれ防止用具 ▼体位変換器 ▼手すり(工事を伴わないもの) ▼スロープ(工事を伴わないもの) ▼歩行器 ▼歩行補助つえ ▼認知症老人徘徊感知機器 ▼移動用リフト(つり具部分を除く) ▼自動排泄処理装置 ※介護度によって使用できる品目に制限がありますのでご注意ください

■特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)

要介護・要支援認定者が自宅で使用する特定福祉用具(貸与できない福祉用具や消耗品で次に該当するもの)を指定された業者から購入した場合に、かかった費用の一部が負担割合に応じて払い戻されます。

このサービスを受けるためには、いったん全額を自分で支払い、高齢福祉課介護保険係窓口申請する必要があります。購入前に、

ケアマネジャーなどにご相談ください。

●対象となる特定福祉用具(5種類)…

▼自動排泄処理装置の交換可能部品 ▼入浴補助用具 ▼簡易浴槽 ▼移動用リフトのつり具の部分

※利用限度額は同年度(4月1日～翌年3月31日)で10万円です(ただし、自己負担分の1割、2割、または3割分は差し引かれます)

※原則として、同年度内に同じ種目の福祉用具を2回以上購入することはできません

■住宅改修

要介護・要支援認定者の転倒防止や段差解消などのための住宅改修工事にかかった費用の一部が負担割合に応じて払い戻されます。

このサービスを受けるためには、工事前の事前申請を高齢福祉課介護保険係窓口に出す必要があります。工事前にケアマネジャーなどにご相談ください。

●対象となる工事

▼手すりの取り付け・居室や廊下などへの転倒防止用

の手すりの取り付け

▼段差の解消・玄関や掃き出し窓へのスロープの取り付け・居室と廊下の段差の解消・床のかさ上げ

▼床材の変更・浴室などの滑りにくい床材への変更・車いすでの移動を円滑にする床材への変更

▼引き戸などへの扉の取り替え・扉全体の取り換えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置など

▼洋式便器などへの取り替え・和式便器から洋式便器への取り替え、およびその際の洗浄機能付き便座の設置(便器の取り替えに伴う場合に限る)

▼そのほか前記の各工事に付帯して必要な工事

※利用限度額は20万円です(ただし、自己負担分の1割、2割、または3割分は差し引かれます)

※原則利用限度額は20万円ですが、引越した場合は「介護の必要の程度」の段階が大きく上がったときには、再度の給付を受けられます

▼国民健康保険▼後期高齢者医療制度

保険税(料)を年金からお支払い(天引き)されている人へ

『年金からの天引きによる納付』から『口座振替による納付』へ変更できます

国保年金課 ☎888-1111 (131 ~ 135)

国

国民健康保険の保険料または後期高齢者医療制度の保険料を年金からお支払い(天引き)されている人は、『年金からの天引きによる納付』から『口座振替による納付』へ変更することができます。

● 口座振替による納付を希望される人は、国保年金課の窓口でお手続きください。 ※お支払いいただく保険税(料)の総額は、変わりません

手続き方法

● 口座振替の登録をされていない人: 『保険証』『振替口座の預金通帳』『通帳の届出印』をご持参のうえ、国保年金課窓口にお越しください

● すでに口座振替の登録をされている人: 『保険証』『印鑑』をご持参のうえ、国保年金課窓口にお越しください

※ 手続きをする時期により、口座振替へ変更できる月は異なります

ご留意いただきたいこと

● 振替口座について: 納税義務者ご本人以外の口座も可能です

● 社会保険料控除について: 口座振替へ変更した場合、所得税や町・県民税の社会保険料控除は、口座名義人に適用されます。なお、年金からの天引きの場合は、年金受給者ご本人に適用されます

● 口座振替への変更後に振替不能となった場合: 年金からのお支払いに変更させていただきます

保険税(料)の納付額証明書の送付について

2019年中に納付された『国民健康保険税』『後期高齢者医療保険料』『介護保険料』の納付額証明書を、役場から令和2年2月初旬までに送付します。

納付額証明書は、令和元年分の確定申告または町・県民税申告の際に、社会保険料控除を受けるために必要です。

この納付額証明書は、『普通徴収(納付書または口座振替による納付)』で納付された分のみを記載しています。 『特別徴収(年金からの天引

きによる納付)』で納付された分の納付額証明書は、年金支払者から送付される源泉徴収票をお使いください。

● 問合わせ 役場 ☎888-1111 ▼ 国民健康保険税・国保年金課 国保係 (133) ▼ 後期高齢者医療保険料: 国保年金課 後期高齢者医療福祉係 (134) ▼ 介護保険料: 高齢福祉課 介護保険係 (726)

遺族年金・障害年金など非課税となる年金を受給している人や無収入の人も所得申告が必要です

国保税は、加入者の前年中(1~12月)の所得などから計算されます。世帯主(納税義務者)を含む加入者全員の所得の合計が一定の基準以下の場合、保険税を軽減する制度がありますが、この軽減制度の適用を受けるには世帯全員の申告が必要です。

遺族年金・障害年金・失業保険などの非課税所得のみの人や収入がなかった人も含め、所得申告をしていない人がいる場合は軽減が適用できませんので、税法上町内在住者の扶養に入っていない場合は、必ず所得の申告をお願いします。

また、所得申告をしていないと高額療養費の支給額が少なくなったり、支給を受けられない場合があります。

後期高齢者医療制度においても同様に、後期高齢者医療保険料の算定や高額療養費の支給額などの判定のため、被保険者本人および同じ世帯の人の所得申告が必要です。

医療福祉

小児の

医療福祉費(マル福)制度

国保年金課後期高齢医療福祉係 ☎888-1111 (134・135)

小児医療福祉費(マル福)制度とは、町に住所があり、各種健康保険に加入している0歳から18歳の人に対し、保険診療となる医療費(柔道整復師等による健康保険適用の施術も含む)を助成する制度です。

申請と届出

●申請(出生や転入など)

国保年金課窓口へ、▼本人確認書類(運転免許証等)▼健康保険証▼印鑑▼保護者の金融機関の口座番号のわかるもの▼0歳〜18歳までの人で、転入等により町で父・母等のそれぞれの所得が確認できないときは、それぞれの住民税課税証明書等(※)——を持参して申請してください。申請していただければ、医療福祉費受給者証を交付します。

※住民税課税証明書等は、『総所得・扶養人数・所得控除』の記載されたものが必要となります(源泉徴収票は不可)。また、誕生月によって必要な年度が異なりますので、担当係までお問い合わせください

●更新

年に1回、誕生月に更新があります。また、小学校卒業

時にも更新があります。なお、更新の際は通知を郵送します。

●届出

お使いの健康保険証や振込口座などの届出内容が変更になったときは、お早めに変更の届出をお願いします。

県内の医療機関等にかかる場合は…

健康保険証と医療福祉費受給者証を提示することで、窓口での自己負担は左記のとおりになります。

▼外来の場合…一つの医療機関につき1日600円、

月2回を限度に自己負担となります。なお、保険薬局での調剤にかかる自己負担はありません

▼入院の場合…1日3000円、月3000円を限度

に自己負担となります。入院時の食事代(標準負担額)は自己負担となります

※白色と黄色の受給者証を2枚交付された人は入院の際

は白色の受給者証(入院のみ有効)と記載されたものを、外来の際は黄色の受給者証(外来のみ有効)と記載されたものを提示してください

※学校等(保育園(所)・認定こども園・幼稚園を含む)の管理下における災害(負傷・疾病等)の治療については、学校等で加入する日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度が優先となりますので、その際には、医療福祉費受給者証を提示しないで受診してください

●町からの助成

医療機関の窓口で支払った外来および入院自己負担金については、町が独自に助成します。後日、指定口座に振り込みますので最初にマル福を申請するときに「医療福祉費入院・外来自己負担金支給申請書兼口座振替依頼書」を必ず提出してください。原則として診療月の4か月後に振り込まれます。

※外来自己負担金が600円未満の場合には町で受診状況が把握できないため、国保年金課窓口で外来自己負担金支給の申請をしてく

ださい——持参するもの…▼医療機関等の発行する領収書(コピー不可。受診者名・保険点数の記載のあるもの)▼医療福祉費受給者証▼健康保険証▼印鑑

県外の医療機関等にかかる場合は…

医療福祉費受給者証は県外での診療には使用できません。県外で診療を受けたときは、国保年金課窓口で医療福祉費支給の申請をしてください。後日、口座に振り込みます。

▼持参するもの…▼医療機関等の発行する領収書(コピー不可。受診者名・保険点数の記載のあるもの)▼医療福祉費受給者証▼健康保険証▼印鑑
※健康保険組合等からの療養費給付証明書や支給決定通知書などが必要になる場合があります

◎小児マル福の一部に、防衛省から交付される特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用しています



成人おめでとうございます!

～20歳になったら、国民年金～

20歳を迎えた皆さん、いよいよ大人の仲間入りですね! しかしこれからの人生にはさまざまな困難もあるかもしれません。国民年金制度はあなたの人生のサポーター。ただし、届出を怠ると将来受け取る年金が減額されたり、受けられなくなる場合もあります。



国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136-137)

●こんなときは届出を

項目	種別	届出先
20歳になった (厚生年金・共済組合者を除く)	学生・自営業・自由業など	第1号被保険者 国保年金課
	会社員などに扶養されている配偶者	第3号被保険者 配偶者の勤務先
会社員・公務員になった	第2号被保険者	勤務先
会社員などと結婚し、扶養されるようになった	第3号被保険者	配偶者の勤務先
会社などを退職した、転職して自営業になった	第1号被保険者	国保年金課
扶養されている配偶者と離婚・死別した	第1号被保険者	国保年金課

日 本国内に住所がある20歳以上60歳未満のすべての人は、必ず国民年金に加入し、保険料を納めることとなります。左表に該当するときには忘れずに届出をしましょう。
 なお、会社員・公務員の人は、厚生年金・共済組合に加入することで自動的に国民年金に加入していることになっています。そのため、新たな手続きは必要ありません。

保険料の額

▼ 定額 保険料…月額 16410円(令和元年度)

▼ 付加保険料…月額 4000円

※ 付加保険料とは、将来より多くの年金受給を希望する人が定額保険料に上乗せして納付する保険料で、2000円×付加保険料納付済月数で計算された金額が、老齢基礎年金に加算されます

保険料の納付方法

▼ 現金で納付する…日本年金機構から送付された納付書を金融機関コンビニエンスストアなどで納付できます

▼ 口座振替で納付する…金融機関の窓口または年金事務所で申し込みできます。納め忘れもなく、確実にしかも便利です

▼ 口座振替手続きに必要なもの…▼年金手帳または納付書等基礎年金番号のわかるもの▼通帳▼金融機関届出の印鑑

▼ 口座振替には次のような特典があります▼当月分をその月に引き落としにすると、1か月あたり50円の割引になります(当月末振替による早割)▼前納(6か月分前納・1年前納・2年前納)すると、保険料が割引になります

※ 右記の例として、金融機関やコンビニエンスストア等から現金で保険料を1年前納すると、3500円の割引、2年前納すると14520円の割引になります。また口座振替で保険料を1年前納すると、41300円の割引、2年前納すると、15760円の割引になります(すべて令和元年度の割引額)。ただし、時期により前納できる期間に制限があります。割引額は毎年異なりますので詳しくはお問い合わせください

保険料の猶予・免除制度等

一定の要件に該当する場合は、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除のほかに次の猶予制度が申請できます。

▼ 学生納付特例制度…本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。対象となる学生は学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(修業年限1年以上である課程)、一部の海外大学の日本分校に在学する人です

※ 申請するには、在籍期間の確認できる学生証(コピーの場合は両面)、または在学証明書が必要になります

▼ 納付猶予制度…学生でない50歳未満の人で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です

詳しくは、国保年金課または土浦年金事務所(☎825-1170)にお問い合わせください

令和元年度 入選作品

『親子でつくる健康標語』

健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎ 888-2940

町では、「あみ健康づくりプラン 21（第3次）」を策定し、町民の皆さんが健康づくりの意識を高め健康的な生活習慣の実践を応援するための「健康標語」を募集しました。

今年度は「運動」をテーマに町内の小学5・6年生を対象に募集し、254作品の応募の中から選ばれた最優秀賞1人を含め、16人が表彰されました。健康づくりに取り組み、元気に楽しく体を動かす習慣をつけていきましょう。

最優秀賞

「毎日の 適度な運動 心がけ」

阿見小学校 5年 鈴木愛姫さん

優秀賞

「運動を続ける事で 得る健康 ストレスフリーで医者いらず」

阿見小学校 6年 山崎大智さん

「つづけよう 運動、早起き、朝ごはん。」

阿見小学校 5年 谷口文太さん

「運動し いい汗かいて 良い睡眠」

阿見第一小学校 6年 金井大地さん

「コツコツと 歩いて増やそう 健康貯金」

阿見第二小学校 5年 我妻咲玖さん

「運動を 毎日続けて 病気ゼロ」

あさひ小学校 6年 小関史桜さん

入選

「ウォーキング みんなができる 健康法」

阿見小学校 6年 糸賀小春さん

「ランニング わたしにつき合う お父さん」

阿見小学校 5年 前田絢美さん

「運動は 健康への 第一歩」

本郷小学校 5年 梅澤心花さん

「まぶしいね 親子で運動 あせきらり」

君原小学校 5年 小松澤実莉さん

「話しながら 楽しく歩く さんぼ道」

舟島小学校 5年 原田愛理さん

「運動で 心も体も 健康に」

阿見第一小学校 5年 野口和笑さん

「運動習慣は 健康のための 第一歩」

阿見第二小学校 6年 三村賑さん

「ウォーキング だれにでもできる 健康法」

阿見第二小学校 5年 中川瑛理子さん

「楽しく続く運動探して、みんなでのぼそう健康寿命」

あさひ小学校 5年 武田涉睦さん

「ニワトリ鳴く 父親と走る 朝の街」

あさひ小学校 5年 青木愛士さん

お口の健康を保ち 健康長寿をめざそう！

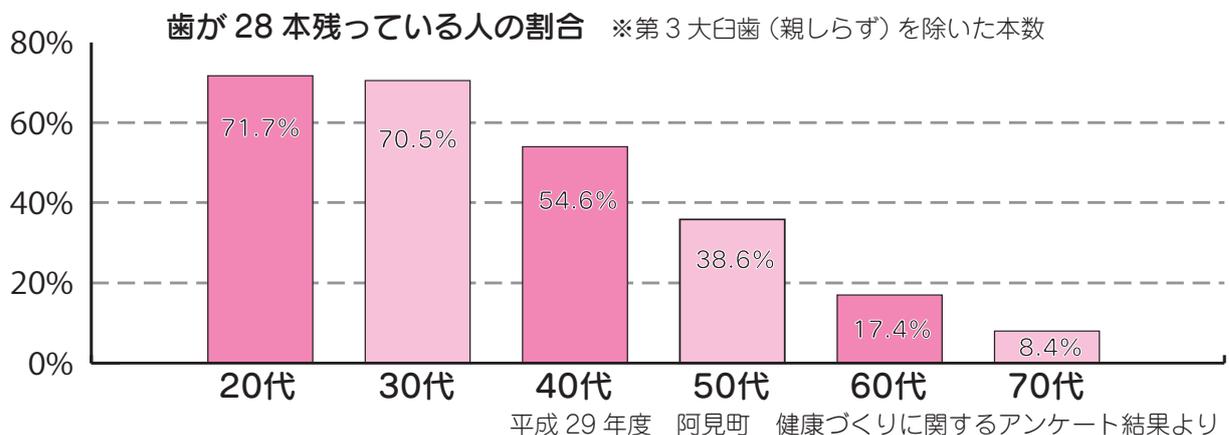
健康づくり課（総合保健福祉会館内） ☎ 888-2940

『80歳で20本以上の自分の歯を保つ』ことが生涯にわたる生活の質の維持・向上に欠かせません。

自分の歯が20本未満になると、うまく食べられない・滑舌が悪くなる・表情がとぼしくなるなど、生活の質が大きく下がると言われています。お口の機能を維持して、健康長寿をめざしましょう。

歯周病は歯を失う大きな原因となります

歯周病とは、歯こう（細菌の塊）によって、歯ぐきや歯を支えている骨などが病気になることです。年齢とともに、口の機能が低下し、歯周病になりやすくなります。



歯周病は全身に悪影響を及ぼします

糖尿病

歯周病菌が血管に入ると、ホルモンの働きが乱れ、血糖値が下がりにくくなります

肺炎

歯周病菌が誤って気管に入ると、肺炎になることがあります

認知症

噛むことができなくなると、脳の活性化が低下します

栄養状態の悪化

噛むことができなくなると、食べる量が減り、栄養状態が悪くなります。要介護状態につながることもあります

動脈硬化

歯周病菌が血管に入ると血管壁を傷つけ、動脈硬化につながります。動脈硬化は、心筋梗塞・脳卒中を引き起こします

セルフケアと定期的な健診が大切です

■セルフケア

- ▼食後の歯みがきは必ず行いましょう▼歯間ブラシを活用しましょう。歯と歯の間の部分の汚れ（歯こう）を落としましょう▼歯ぐきの状態をよく観察しましょう。出血や腫れなど、気になる症状がある場合は受診しましょう▼喫煙は歯周病の原因になります。受動喫煙でも、歯周病になってしまいますので、禁煙をめざしましょう

■定期的な健診

- ▼歯周病の早期発見のために、1年に1回は歯科健診を受けましょう▼歯を正しくみがけているか確認しましょう

デマンドタクシー

あみまるくん ご利用案内



都市計画課 ☎888-1111 (233)

あみまるくんは、現在、ワゴン型2台、セダン型1台の計3台で運行しています。通院・お買いもの・お出かけなど、多くの皆さんにご利用いただいています。ご利用を希望する人は、事前に利用登録（無料）が必要となります。利用者登録は随時受付していますので、『阿見町デマンドタクシー利用登録申請書』に必要事項を記入し都市計画課までご持参いただくか、郵送でお申し込みください。利用登録申請書は、都市計画課・うずら出張所・各公民館・各ふれあいセンター・総合保健福祉会館・図書館などに備え付けてあります。

デマンドタクシーあみまるくんの主な特徴

- ▼自宅前から目的地（町内）まで行けます
- ▼みんなで利用する乗り合い制です
- ▼事前の利用登録と予約が必要です（登録無料）

利用料金について

1回400円で乗車できます。身体障害者手帳・医療手帳・精神障害者保健福祉手帳・自立支援医療受給者証を交付された人、介護保険法における『要介護者』『要支援者』『事業対象者』に認定された人およびその付き添い者（1人まで）は1回200円で乗車できます。新たに上記の認定を受けた人は、都市計画課までご連絡をお願いします。また、介護認定の有効期限が満了した人は、更新手続き後にご連絡をお願いします。

利用者の皆さまへのお願い

- 予約をお願いします
 - ▼予約をしないと利用できません。利用される前に下記の予約センターへ、必ず予約をお願いします
 - ▼運転手は予約の受付をすることはできませんので、帰りも利用される場合は、あらかじめ帰りの分も一緒に予約するか、再度予約をお願いします
- キャンセルの場合も電話をお願いします
 - ▼運行を円滑に行うために、予約をキャンセルする場合にも必ず連絡をお願いします。キャンセル料金はかかりませんが、連絡なしでのキャンセルの場合は、1乗車分の料金をいただきます
- 目的地を複数指定することはできません
 - ▼『郵便局に寄ってから買い物へ』などのように、1回の運行で目的地を複数指定することはできません
- 時間に余裕を持ってご利用ください
 - ▼予約をされた皆さんの自宅や目的地を順番に回っていきますので、予約状況によっては、お迎えや目的地への到着に時間のかかる場合があります
- 正確な到着時刻をお約束できませんので、お急ぎの場合や、正確な到着時間を希望される場合は、通常のタクシーなどのご利用をお願いします
- 予約をした場所でお待ちください
 - ▼運転手は予約があった場所に到着した後、5分程度待っても利用者が現れない時は、次の目的地へ向かって出発しますので、予約の時間・場所はお間違いのないよう十分注意してください
- 自宅での乗降について
 - ▼ご自宅までお迎えにうかがいますが、自宅までの道路が狭い場合や行き止り道路の場合などは、広い道まで出てお待ちいただくこととなります。また、敷地が広い場合は、道路まで出てお待ちいただきますのでご協力をお願いします
- 大きな荷物・危険物・ペットは乗せられません

予約センター

- 受付時間：午前8時30分～午後5時
- 電話番号：**888-4152**
よい交通

運行日・運行時間

- 月～金曜日 ※祝・祭日および年末年始は運休
- 午前8時～午後5時

予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間:月曜日を除く午前9時～午後5時

ふゆやすみミニイベント『予科練こども会』の開催(無料・予約不要)

小学生や未就学児童を対象にしたイベントを開催します。参加無料ですので、お気軽に遊びに来てください。イベントを楽しんでいただいた後に予科練平和記念館で勉強をしていただければと思います。

▼日時:令和2年1月18日(土) 午前10時～午後3時

▼場所:予科練平和記念館内ラウンジ・エントランス前

▼内容:▽屋外:ミニトレイン(雨天中止)

▽屋内:バルーンアートや、的当て・パチンコ・ぬりえ・折り紙など常時開催しています。腹話術・マジックは、①午前11時～11時30分②午後2時～2時30分に開催予定です



予科練こども会



おもちゃの病院

●『おもちゃの病院』を同日開催します

壊れたおもちゃをご持参いただければ、おもちゃドクターがなおします。

おもちゃの診察は原則無料ですが、部品代、材料代等の実費をいただく場合があります。詳細は上記へお問い合わせください。

▼受付時間:午前10時～正午、午後1時～3時 ▼場所:予科練平和記念館ラウンジ

▼その他:事前予約不要。当日直接お越しください

無料開館日(開館記念日)

予科練平和記念館の開館記念日に合わせて無料開館します。

予科練平和記念館は平成22(2010)年2月2日に開館し、このたび10周年を迎えることとなりました。皆さまのご支援に感謝申し上げます。当日は式典や記念講演などを予定しています。

※式典の詳細については、後日ホームページ、あみメール等でご案内します

▼日時:令和2年2月2日(日)

▼時間:午前9時～午後5時(入館は4時30分まで)

◎学芸員のつづやき

今回は予科練習生の正月詣でのお話です。

昭和15(1940)年に土浦海軍航空隊へ入隊したある予科練習生の手記によれば、正月休みの1日を使って香取神宮、鹿島神宮へ参拝に行ったそうです。その際の交通手段は、今では考えにくいですが、陸路ではなく土浦海軍航空隊の棧橋から霞ヶ浦観光船「あやめ丸」に乗船し、水上に行くことができました。

そうして船で香取に行くためには霞ヶ浦から利根川へ入らねばなりません。横利根川の水門に入り、水位を調整してから利根川へと移り千葉方面へ向かったそうです。山形出身のその人は、冬でも雪がなく水上から見えた緑の残る景色や、そういった水門の仕組みに感動しつつ小旅行を満喫したそうです。

インフォメーション

「舟島歌声ひろば」開催

ギター伴奏で懐かしの愛唱歌を楽しく歌いましょう。マリンパの演奏も楽しめます。

▼期日 令和2年1月19日(日)
▼時間 午後1時30分開演(開場:1時)

▼場所 舟島ふれあいセンター
▼出演者 ▼橋本実(歌声リーダー)ギター奏者 ▼藤本亮平(マリンパ:パーカッション奏者)

▼その他 入場料無料・申込不要
▼舟島ふれあいセンター
☎840-2761

募集 減塩みそづくり参加者募集

▼期日 令和2年2月7日(金)
▼時間 ①午前9時②10時③11時 ※各回定員6人。作業は1時間位かかります
▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』

▼講師 町食生活改善推進員
▼募集人数 18人(未経験者優先・定員で締切)
▼参加料 2000円(国産大豆・こうじ・塩などの材料費、みそのできあがり約4kg)

▼持参品 スリッパ・エプロン・三角巾・ふきん・タオル・みそ4kgが入るポリ容器(漬物たる10号位の大きさ)
▼申込方法 1月6日(月)〜17日(金)までに電話で左記に確認のうえ参加料を添えて直接申し込む ※土・日・祝日を除く

▼健康づくり課(総合保健福祉会館内) ☎888-2940

お知らせ 陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場 夜間飛行訓練

ヘリコプター2〜3機による標記訓練を行います。
▼日時 令和2年1月28日(火)〜30日(木)、日没から約3時間以内(各機2時間基準)
▼陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校 総務課 ☎842-1211(3424)

募集 ボランティア講座『はじめての要約筆記講座』参加者募集

要約筆記とは、耳が聞こえない人や聞こえにくい人に話の内容をその場で伝える文字通訳です。文字によるコミュニケーションについて学んでみませんか?

▼期日 令和2年2月7日(金)
▼時間 午後1時〜4時(受付:午後0時30分)
▼場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』
▼講師 県中途失聴・難聴者協会

▼募集人数 20人
▼参加料 無料
▼申込方法 1月30日(木)までに電話で左記に申し込む
▼町社会福祉協議会地域福祉係 ☎887-0084

募集 「いばらき県南若者サポートステーション」開催

「働きたい、働かねば」と思っているあなたの就職をサポートします(相談無料)。
▼期日 令和2年1月8日(水)
▼時間 午後1時〜5時 ※常設のつくば本部は月・金曜日午前10時〜午後4時で受け付けています

▼場所 かすみ公民館1階会議室
▼対象 15歳から39歳の本人およびその家族
▼申込方法 電話・フアクシミリ・メールのいずれかで左記に申し込む ※要予約
▼いばらき県南若者サポートステーション(厚生労働省委託事業) ☎893-3380

▼info@sapostite-tsukuba.jp
☎893-3381

元氣いばらき就職面接会(土浦会場)開催

新卒者を含む若年者や離職された求職中の人を対象に、合同就職面接会を開催します。複数の企業の人事担当者と直接お会いできるチャンスですので、ぜひご参加ください。

▼期日 令和2年1月23日(木)
▼時間 午後1時30分〜3時30分(受付:1時から)
▼場所 県土浦合同庁舎本庁舎3階第1会議室(土浦市真鍋)
▼対象 卒業予定者(専門学校・短大・大学)を含む若年の人や求職中の人

▼参加企業数 約20社
▼いばらき就職支援センター 県南地区センター ☎029-825-3410

お知らせ 消費税の確定申告をされる人へ

消費税の確定申告書を作成するには、令和元年10月1日以降の取引について、売り上げや仕入れ等を税率(軽減税率8%・標準税率10%)ごとに区分して記帳する等の経理(区分経理)を行った帳簿が必要になります。

また、令和元年分からは、消費税確定申告書を作成するには、区分経理を行った帳簿に基づき「課税取引金額計算表」の作成が必要になります。

なお消費税の仕入税額控除の適用を受けるためには区分経理に対応した帳簿や請求書などの書類を保存する必要があります。
▼竜ヶ崎税務署 ☎0297-6611303

〈広告欄〉

お気軽にご相談ください!!
相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所
(簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 堀一樹
TEL 029-804-0382
E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
(平日 午前9:00~午後6:00)
・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

阿見中学校 郵便局 コンビニ

JA あみ司法書士事務所(神林ビル2階)

新築 リフォーム リノベーション

株式会社 ネロ・デザイン
TEL.029-888-6119
稲敷郡阿見町中央4-8-19
ウィングテナント中央102

月々5万円台で叶う
nello design おしゃれなデザイン住宅

募集
一般(指名)競争入札参加資格申請の受付

2019・2020年度の阿見町一般(指名)競争入札参加資格申請を次の要領で受付します。
※水道事務所給食センター1分についても、管財課で一括受付します

▼期日 令和2年1月20日(月)～31日(金) ※土・日を除く

▼提出方法 原則郵送のみ受付。持参の場合申請書の受領のみになり、中身の確認は行いません。なお、受付票は後日返送になります。申し込みの際は、左記にご注意ください

▼1月31日(金)までの消印有効(持参の場合も同日まで)

▼『競争入札参加資格申請書在中』と書き添す

▼受付票送付のため返信用封筒(定型:84円切手添付)を同封する
※持参の場合も必須

▼申請書類等 町ホームページ

(<http://www.town.ami.lg.jp/000001245.html>)に掲載してある『2019・2020年度阿見町一般(指名)競争入札参加資格審査申請書提出要領』を必ず参照し提出してください

▼申請有効期間 2020年4月1日(水)～2021年3月31日(水)

▼管財課契約検査係 ☎888-1111 (261-262)

お知らせ
から①・②
男女共同参画センター

1 男女共同参画パネル展「阿見町男女共同参画社会推進の歩み」開催

平成27年1月に、男女共同参画社会推進の拠点施設として男女共同参画センター(愛称:AMIふらっとセンター)が開設され、令和2年1月で5周年を迎えます。そこで今回は「阿見町の男女共同参画社会推進の歩み」をテーマにパネル展を実施します。

▼期日 令和2年1月23日(木)～31日(金) ※月曜日を除く

▼時間 午前9時～午後7時(最終日は午後3時まで)

▼場所 中央公民館1階ホール

▼内容 男女共同参画宣言都市記念式典・男女共同参画センター開設・事業紹介・女性団体の活躍等、これまでの歩みをパネルで振り返ります

2 男女共同参画センター講座「知っておきたい暮らしの法律セミナー(法テラス茨城共催) 相続に関する民法改正」
「知って変わるの?」開催
約40年ぶりに相続に関するルールが大きく改正され、平成31年1月13日から段階的に新しい制度が施行されています。そこで具体的にどう変わるのか? 私たちの生活にどんな影響があるのか? 一人ひとりが

自分らしく安心して暮らしていくために、今後気をつけることなど法律について学んでみませんか?

▼期日 令和2年1月25日(土)

▼時間 午前10時～正午

▼場所 中央公民館1階多目的室

▼内容 相続・遺言・民事信託等

▼講師 漆川雄一郎氏(法テラス牛久法律事務所常勤弁護士)

▼募集人数 30人(定員で締切)

▼参加料 無料

▼申込方法 電話または直接左記に申し込む

▼町男女共同参画センター ☎896-3181

お知らせ
立候補予定者説明会開催

令和2年3月22日(日)執行の町議会議員一般選挙に関する立候補予定者説明会を左記のとおり開催します。

▼期日 令和2年2月4日(火)

▼時間 午後2時

▼場所 中央公民館3階集會室
▼町選挙管理委員会事務局 ☎888-1111 (215)

募集
2019年度町ミックステニス大会参加者募集

▼期日 令和2年2月16日(日)
町体育協会から

※予備日:23日(日)

▼場所 総合運動公園・県立医療大学テニスコート

▼募集人数 一般の部32組
シニアの部16組(55歳以上のみ) ※定員で締切

▼参加料 1組2000円

▼申込期間 1月6日(月)～22日(水) ※1月12日(日)までは町内在住・在勤・在学者のみ受付。一般は13日(月)から受付

▼申込方法 メールまたはホームページで左記に申し込む

▼町体育協会テニス部代表 加藤 ☎080-5084-0781
mansei99@jeom.home.ne.jp
<http://ami-tennis.sakura.ne.jp>

お知らせ
町シルバー人材センター入会説明会開催

▼期日 令和2年1月7日(火)

▼時間 午前9時30分から1時間程度

▼場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館)さわやかセンター(別館)

▼対象 町シルバー人材センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制)

(公社)町シルバー人材センター ☎888-2036

〈広告欄〉

安心して暮らせる住まいづくり **住まいのことなら 美都住建へ**

～自分らしい生活～ **介護住宅改修**
○介護保険を上手に使う
○手摺対付、バリアフリー

～健康・快適 住宅～ **抗酸化工法の家**
○空気のキレイな空間
○防カビ・ダニのいない家

●新築住宅に関する事は **美都住建** 検索

建築業知事免許(般-29) 第22375号 【本社】阿見町実穀 1283-10
TEL.029-842-7196
【陶板浴 和】阿見町中央 1-5-32

リフォーム・不動産の事なら

住まいのことなら **LIXILリフォームショップ**

茨城県知事免許(5) 第5548号

有限会社 美都つ和

〈住まいの相談室〉
トイレ・キッチン・浴室
塗装・屋根・外構工事など

〈不動産のご相談〉
土地・建物・売買・仲介・管理

【本店】牛久市南4丁目 45-45
TEL.029-874-2118

【阿見店】阿見町中央 1-5-32
TEL.029-891-2200



インフォメーション

集 町教育委員会 会計年度任用職員募集

① 教育相談センター指導員

▼勤務期間 令和2年4月1日
(水)～令和3年3月31日(水)
▼勤務日時 ①週3日②週4日
※両方とも毎週月～金曜日、
午前9時～午後5時(うち6
時間勤務)

▼勤務内容 教育相談センター
に通所する児童・生徒の指導

▼応募条件 教職の経験(小学
校もしくは中学校)がある人

▼勤務場所 教育相談センター

▼募集人数 ①4人②2人

▼報酬 時給1161円

② 学校用務員

▼勤務期間 令和2年4月1日
(水)～令和3年3月31日(水)
▼勤務日時 ①午前9時～午後
3時(5時間勤務)②午前7
時30分～午後4時30分(うち
7時間30分勤務) ※両方
とも毎週月～金曜日、学校に
よって変動あり

▼勤務内容 学校内の清掃等管
理業務・教職員の用務補助等

▼勤務場所 町内各小中学校

▼募集人数 ①7人②10人

▼報酬 時給862円

③ 学校給食配膳員

▼勤務期間 令和2年4月1日
(水)～令和3年3月31日(水)
▼勤務日時 毎週月～金曜日
(春休み・夏休み・冬休み・祝日
などの休校日を除く)、午前
10時～午後2時(3時間勤務)
▼勤務内容 学校給食の配膳・
食器の回収等

▼勤務場所 町内各小中学校

▼募集人数 11人

▼報酬 時給862円

④ 特別支援員

▼勤務期間 令和2年4月1日
(水)～令和3年3月31日(水)
▼勤務日時 毎週月～金曜日
(夏休み・冬休み・祝日など休
校日を除く、春休みは1日の
み勤務)、午前8時30分～午
後4時(うち5時間30分勤務)
※学校によって変動あり

▼勤務内容 特別な配慮が必
要な児童・生徒の学校生活上
の支援

▼勤務場所 町内各小中学校

▼募集人数 32人

▼報酬 時給926円

⑤ 学校図書館司書

▼勤務期間 令和2年4月1日
(水)～令和3年3月31日(水)
▼勤務日時 毎週月～金曜日
(春休み・夏休み・冬休み・祝日
など休校日を除く)、午前9
時～午後4時(うち5時間勤
務) ※学校によって変動あり

▼勤務内容 図書室の図書整

理・貸出・返却・図書選定等

▼応募条件 図書館司書資格
または司書教諭資格を保持
している人

▼勤務場所 町内各小中学校

▼募集人数 11人

▼報酬 時給933円

⑥ ティームティーチング講師

▼勤務期間 令和2年4月1日
(水)～令和3年3月31日(水)
▼勤務日時 毎週月～金曜日
(春休み・夏休み・冬休み・祝日
など休校日を除く)、午前
8時30分～午後3時(5時間
30分勤務)

▼勤務内容 児童の学習援助

▼応募条件 教員免許状(小学
校)を保持している人

▼勤務場所 町内各小学校

▼募集人数 4人

▼報酬 時給1755円

⑦ 学校教育課事務員

▼勤務期間 令和2年4月1日
(水)～令和3年3月31日(水)
▼勤務日時 毎週月～金曜日、
午前8時30分～午後5時(7
時間30分勤務)

▼勤務内容 学校教育課の事務
補助等

▼応募条件 ワード・エクセル
等のパソコン操作ができる人

▼勤務場所 学校教育課

▼募集人数 1人

▼報酬 時給926円

⑧ 学校給食センター栄養士

▼勤務期間 令和2年4月1日

(水)～令和3年3月31日(水)

▼勤務日時 毎週月～金曜日、
午前8時～午後4時30分(7
時間30分勤務)

▼勤務内容 学校給食事務の
補助・献立の作成、物資の検
収等

▼応募条件 栄養士の資格を有
する人

▼勤務場所 学校給食センター

▼募集人数 1人

▼報酬 時給1144円

⑨ 図書館司書または図書館事務員

▼勤務期間 令和2年4月1日
(水)～令和3年3月31日(水)
▼勤務日時 ①週2日(土・日)
午前9時～午後5時(うち7
時間勤務)②週3日(土・日・
祝日を含む)、午前9時～
午後7時(うち7時間勤務)

③週5日(土・日・祝日を含む)
午前9時～午後7時(うち7
時間勤務)

▼勤務内容 カウンター業務全
般・図書の維持管理等

▼応募条件 ワード・エクセル
等のパソコン操作ができる
人、カウンター業務の接客に
向いている人

▼勤務場所 図書館

▼募集人数 ①2人②2人③6
人

▼報酬 ①図書館司書：時給
933円②図書館事務員：時
給926円

⑩ 社会教育指導員

▼勤務期間 令和2年4月1日
(水)～令和3年3月31日(水)
▼勤務日時 土・日を1日含む
週3日、午前8時30分～午後
5時15分(7時間45分勤務)

▼勤務内容 ふれあい地区館活
動の運営等

▼応募条件 ワード・エクセル
等のパソコン操作ができる人

▼勤務場所 各公民館・ふれあ
いセンター

⑪ コミュニティセンター館長

▼勤務期間 令和2年4月1日
(水)～令和3年3月31日(水)
▼勤務日時 土・日を1日含む週
5日、午前8時30分～午後3
時15分(うち5時間30分勤務)

▼勤務内容 コミュニティセン
ターの運営

▼応募条件 ワード・エクセル
等のパソコン操作ができる人

▼勤務場所 各ふれあいセンター

▼募集人数 1人

▼報酬 月給130581円

⑫ 予科練平和記念館展示解説員

▼勤務期間 令和2年4月1日
(水)～令和3年3月31日(水)
▼勤務日時 ①週2日②週3日
③週4日 ※それぞれ午前8
時30分～午後5時15分(7時
間45分勤務)

▼勤務内容 来館者への案内業
務(展示資料等の監視・解説、
館内案内、観覧券・売店での

販売、事務補助等)

▼**応募条件** 左記をすべて満たす人

▼地域・歴史・戦史に興味があり接客に向いている人

▼ワード・エクセル等のパソコン操作ができる人

▼**勤務場所** 予科練平和記念館

▼**募集人数** ①1人②6人③1人

▼**報酬** 時給926円

▼**応募期間** 1月17日(金)まで

※①～③土・日・祝日・年末年始を除く⑨毎週月曜日・年末年始など休館日を除く⑩～⑫毎週月曜日(祝日の場合は翌火曜日)・祝日・年末年始など休館日を除く

▼**応募方法** ①～⑪履歴書(3か月以内撮影の写真貼付)を直接左記に提出する ※郵送不可⑫履歴書(3か月以内撮影の写真貼付)▼作文『応募の動機』を原稿用紙2枚(800字以内)にまとめたものを直接左記に提出する ※郵送不可

▼**選考方法** いずれも書類選考・面接(日程は後日連絡)

▼**その他** 費用弁償(通勤距離に応じて支給)・期末手当(週の勤務が15時間30分以上の人)・有給休暇あり、社会保険・雇用保険加入(職種により異なります)

▼**1**～7学校教育課 ☎8888

▼**1**111(321) 8 学校給食センター ☎8887

▼**1**4309 図書館 ☎8887

▼**6**33110 生涯学習課(中央公民館内) ☎8888

▼**2**52612 予科練平和記念館 ☎89113344

▼**1**4309 図書館 ☎8887

▼**6**33110 生涯学習課(中央公民館内) ☎8888

▼**2**52612 予科練平和記念館 ☎89113344

**集 情報広報課
会計年度任用職員募集**

①統計調査等の補助事務

▼**勤務期間** 令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

▼**勤務日時** 毎週月～金曜日の午前9時～午後4時(6時間勤務) ※祝日を除く

▼**勤務内容** 統計調査事務補助(各種統計調査・町審査事務の補助)、その他の事務の補助

▼**応募条件** ワード・エクセル等のパソコン操作ができる人

▼**2**マイキーID設定支援事務

▼**勤務期間** 令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

▼**勤務日時** 毎週月～金曜日の午前9時～午後5時(7時間勤務) ※祝日を除く

▼**勤務内容** マイナンバー交付に伴うマイキーID設定支援の事務

▼**募集人数** ①②ともに1人

▼**報酬** 時給926円

▼**応募期間** 1月17日(金)まで

※土・日・祝日を除く

▼**応募方法** 履歴書(3か月以内撮影の写真貼付)を直接左記に提出する ※郵送不可

▼**1**4309 図書館 ☎8887

▼**6**33110 生涯学習課(中央公民館内) ☎8888

▼**2**52612 予科練平和記念館 ☎89113344

**集 霞クリーンセンター
会計年度任用職員募集**

情報広報課 ☎8888

▼**勤務期間** 令和2年4月1日(水)～令和3年3月31日(水)

▼**勤務日時** 週11時間勤務 ▼金曜日：午前8時30分～午後4時30分(7時間勤務) ▼土曜日：午前8時30分～午後0時30分(4時間勤務)

▼**勤務内容** ごみの計量事務の補助(計量受付・伝票整理・電話応答など)

▼**応募条件** ワード・エクセル等のパソコン操作ができる人

▼**募集人数** 1人

▼**報酬** 926円

▼**応募期間** 1月17日(金)まで

※土・日・祝日を除く

▼**応募方法** 履歴書(3か月以内撮影の写真貼付)を直接左記に提出する ※郵送不可

▼**選考方法** 書類選考・面接(日程は後日連絡)

▼**その他** 費用弁償(通勤距離に応じて支給)・有給休暇あり

▼**1**0091

▼**1**0091

▼**1**0091

▼**1**0091

▼**1**0091

稲敷地方広域市町村圏事務組合の財政状況

▼平成30年度一般会計決算の状況 (単位:千円、%)

歳入			歳出		
項目	収入済額	構成比	項目	支出済額	構成比
分賦金および負担金	3,687,994	94.4	議会費	3,278	0.1
使用料および手数料	9,096	0.2	総務費	110,158	2.8
国庫支出金	13,394	0.4	消防費	3,458,430	89.3
県支出金	6,676	0.2	公債費	300,350	7.8
財産収入	38	0.0	予備費	0	—
寄附金	0	—			
繰越金	66,645	1.7			
諸収入	4,250	0.1			
組合債	117,900	3.0			
合計	3,905,993	100.0	合計	3,872,216	100.0

▼水防事業特別会計 (単位:千円、%)

歳入			歳出		
項目	収入済額	構成比	項目	支出済額	構成比
分賦金および負担金	9,465	72.9	水防費	12,137	100.0
財産収入	720	5.5	予備費	0	—
繰入金	2,050	15.8			
繰越金	568	4.4			
諸収入	183	1.4			
合計	12,986	100.0	合計	12,137	100.0

▼平成31年度・令和元年度上半期(4月～9月)の歳入歳出予算執行状況 (単位:千円、%)

会計名	予算額	歳入		歳出	
		収入済額	収入率	支出済額	支出率
一般会計	3,885,200	2,496,755	64.3	1,756,367	45.2
水防事業特別会計	10,900	7,960	73.0	6,474	59.4

稲敷地方広域市町村圏事務組合事務局管理課 ☎0297-64-3741

● 防災行政無線フリーダイヤル ●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

● あみメール登録をお願いします ●



スマートフォン・携帯電話で **t-ami@sg-m.jp**宛てに空メールを送信するか、または左記二次元コードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

▲二次元コード

● 定例相談 ●

行政相談

日時 1月9日(木) 午前10時～午後3時
場所 役場3階305会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日時 月～金曜日 午前9時～午後5時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター(やすらぎの園) ☎ 888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分 ※弁護士相談は毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場所 総合保健福祉会館『さわやかセンター』相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

期日 月・水～金曜日(火曜日は閉庁)
時間 午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 第3水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)

午前8時30分～午後5時15分

※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

● 公共機関電話番号 ●

うずら出張所
☎ 841-1167

健康づくり課
☎ 888-2940

福祉センターまほろば
☎ 887-3969

地域子育て支援センター
☎ 891-2772

阿見消防署
☎ 887-0119

火災情報案内
☎ 0297-64-0119

上下水道課
☎ 889-5151

霞クリーンセンター
☎ 889-0091

中央公民館
☎ 888-2526

君原公民館
☎ 889-1363

かすみ公民館
☎ 888-8111

本郷ふれあいセンター
☎ 830-5100

舟島ふれあいセンター
☎ 840-2761

図書館
☎ 887-6331

予科練平和記念館
☎ 891-3344

総合運動公園
☎ 889-2788

教育相談センター
☎ 888-1225

町民活動センター
☎ 888-2051

町男女共同参画センター
☎ 896-3181

消費生活センター
☎ 888-1871

町民ダイヤル(休日当番医・定例相談等のテレホンサービス) ☎ 887-6600

● 人口と世帯 ●

- 総人口 47,793人 (- 6) ▽12月1日現在
- 男性 23,679人 (- 11) ▽常住人口ベース
- 女性 24,114人 (+ 5) ▽()内は前月比
- 世帯数 19,976世帯 (+ 4) ▽情報広報課調べ

1月の納税等

町・県民税(4期)
国民健康保険税(7期)
後期高齢者医療保険料(7期)
介護保険料(7期)
納期限 1月31日(金)

2月の納税等

固定資産税(4期)
国民健康保険税(8期)
後期高齢者医療保険料(8期)
介護保険料(8期)
納期限 3月2日(月)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況 11月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	100件(1,332)
出場件数 164件(1,946)	交通事故	16件(161)
	一般負傷	24件(245)
	その他	24件(208)
	合計	164件(1,946)

※救急車の適正な利用をお願いします

『広報あみ』は、下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階情報広報課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店